

都市計画決定（変更）理由の検証（都市計画公園・緑地）

第6回検討委員会 資料2

公園・緑地名称	適合・不適合の判断	都市計画決定理由	評価内容
太秦，三栖，西野，西中，朱雀	不適合	市民の保健衛生並びに有事避難等のための諸施設の整備（防空緑地）	決定理由が第二次世界大戦を背景とするため
二条，生祥，五辻，西九条	不適合	疎開空地を利用	決定理由が第二次世界大戦を背景とするため
塔ノ森，深草西浦南，竹田	適合	公園需要度が増大 公園配置計画の一助等	現時点においても，公園の需要有り，配置計画上も必要
大見，唐橋西寺，三条東，崇仁，桜島，薩田，西河原北，醍醐辰巳，川田，戒光	適合	スポーツ・レクリエーション需要に対処 生活環境の改善 良好な住環境の整備 児童等の健全な遊び場 住民の利用に供する等	現時点においても，良好な住環境の整備は必要
淀城跡	適合	歴史的財産として保全，文化交流の場等	現時点においても，歴史的財産としての保全，文化交流の場は必要
松賀茂	適合	土地区画整理事業留保地	土地区画整理事業（完了）のなかで公園として位置付けられている。

公園・緑地名称	適合・不適合の判断	都市計画変更理由	評価内容
宝池，西京極，横大路，東吉祥院，先斗町	適合	都市計画道路の計画との整合を図るため区域を一部変更	現時点においても，都市計画道路の計画との整合は必要
岡崎	適合	疏水施設とのふれあいの場合，散策空間のネットワーク化，オープンスペースとしての機能強化	現時点においても，ふれあいの場合，散策空間のネットワーク化は必要
伏見	適合	隣接する道路の建設に伴い，周辺地区の都市施設の整備計画を総合的に検討	都市施設の整備計画に基づき完成している。
楽只	適合	近隣地の状況の推移に応じ土地利用により検討	近隣地の状況の推移に応じ土地利用により検討は必要
桂川緑地	適合	スポーツの場，水と親しむ場として整備	現時点においても，スポーツの場，水と親しむ場は必要
東山自然緑地	適合	良好な地区環境の形成，レクリエーション利用の場を提供	現時点においても，良好な地区環境の形成，レクリエーション利用の場は必要